



高次脳機能障害と自動車運転

ハンドブック



奈良県

高次脳機能障害と自動車運転ハンドブック

作成：奈良県福祉医療部障害福祉課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL:0742-22-1101(代表)/FAX:0742-22-1814

協力：奈良県高次脳機能障害支援体制検討委員会・奈良県高次脳機能障害支援センター
一般社団法人 奈良県作業療法士会・奈良県警察本部運転免許課

<問い合わせ先>

奈良県高次脳機能障害支援センター

〒636-0393

奈良県磯城郡田原本町多722

奈良県障害者総合支援センター内

TEL/FAX (0744) 32-0205



- 近鉄笠縫駅 1.3Km 徒歩約20分
- 近鉄田原本駅 タクシー 約10分
- 近鉄大和八木駅 タクシー 約10分
- ↳ リハビリセンター行き無料送迎バス 約15分
(土・日曜日・祝祭日・年末年始は運休)
- 西名阪郡山下ッ道JCTより京奈和自動車道橿原方面に入り、
三宅IC出口から自動車約10分

建物配置図



奈良県警察本部運転免許課

安全運転相談係

TEL:0744-22-5542 (免許センター内)

午前10時から午後4時まで (土・日・祝日を除く)

高次脳機能障害と自動車運転

自動車の運転は、仕事、買い物、レジャーなど生活を送る上で重要な移動手段のひとつです。便利な移動手段である一方で、人を危険にさらす凶器となるリスクを伴います。

安全な自動車の運転には「認知・予測・判断・操作」が求められ、**高次脳機能**が大きく関わります。

高次脳機能障害のある方の運転の再開には慎重な判断のもと、適切な手続きが求められます。

ここでは、高次脳機能障害とはどんな障害なのか、そして、高次脳機能障害のある方が自動車を運転するためにはどのような手続きが必要なのか、ご紹介します。



高次脳機能障害とは

記憶障害

物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えられなかったりする。
そのために何度も同じことを繰り返し質問してしまう。

<症状例>

- 忘れ物、落とし物、無くし物が多く、片づけた場所も分からないため、自分では探し出すことができない。
- 家事の途中で他の事をする（トイレに行く等）と今まで何をしていたか忘れてしまう。



注意障害

ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。
2つのことを同時にしようとする混乱する。
目の前の空間の半分（多くは左側）に注意が向かない。（半側空間無視）

<症状例>

- 上着が汚れていても、声かけをしないといつまでも同じ物を着ている。
- 外部の音が気になって仕事に集中できない。
- 食卓の左半分のおかずが分らず食べ残す。



遂行機能障害

自分で計画を立て、ものごとを実行することができない。（プランニング障害）
人に指示してもらわないと何もできない。
いきあたりばつり行動をする。

<症状例>

- 時間の段取りがうまくできない。
- 出かける時間に合わせて準備することができない。
- 物事の優先順位をつけることができない。



社会的行動障害（行動と感情の障害）

すぐに他人に頼る。（依存）
子どもっぽくなる。（退行）
無制限に食べたりお金を使ったりする。（欲求コントロールの低下）
すぐ怒ったり笑ったりする、感情を頻発させる。（感情コントロールの低下）
相手の立場や気持ちを思いやることができず、よい人間関係が作れない。（対人技能拙劣）
1つのことにこだわって他のことができない。（固執性）
意欲の低下 抑うつ など

<症状例>

- 興奮する、大声を出す、暴力をふるう。
- 勧誘にのりやすく、いらぬものや高価なものを買ってしまう。
- 知らない女性に対して親しげに話しかけたり、触れたりしようとしてしまう。注意を受けても何度も繰り返してしまう。



運転再開が決まったら

- 体調がよいことを確認して運転をしましょう。
- 決まった道、慣れた道を運転しましょう。
- 夜間や天候不良時はできるだけ運転を控えましょう。
- ながら運転はやめましょう。
- ドライブレコーダーなどの活用も検討しましょう。

おわりに・・・

自動車運転は生活する上で必要とされる事が多く、便利なものです。

その一方で、病気や障害に起因した自動車事故は、近年大きな社会問題となっており、運転再開には慎重な判断のもと、適切な手続きが必要です。

ご本人とご家族で十分に話し合い、車の運転を検討して頂き、医療機関にしっかりと相談されることをお勧めします。運転以外の移動手段についても併せてご相談ください。

今後の皆様の新たな社会生活に向けた一助になれば幸いです。



<市町村一覧>

市町村名	課名	電話番号
奈良市	障がい福祉課	0742-34-4593
大和高田市	社会福祉課	0745-22-1101(代)
大和郡山市	障害福祉課	0743-53-1602
天理市	社会福祉課	0743-63-1001(代)
橿原市	障がい福祉課	0744-20-0015
桜井市	社会福祉課	0744-42-9111(代)
五條市	社会福祉課	0747-22-4001(代)
御所市	福祉課	0745-44-3490
生駒市	障がい福祉課	0743-74-1111(代)
香芝市	社会福祉課	0745-79-7151
葛城市	社会福祉課	0745-44-5103
宇陀市	介護福祉課	0745-82-3675
山添村	保健福祉課	0743-85-0045
平群町	福祉こども課	0745-45-1001(代)
三郷町	住民福祉課	0745-43-7321
斑鳩町	福祉課	0745-74-1011(代)
安堵町	健康福祉課	0743-57-1590
川西町	福祉こども課	0745-44-2211(代)
三宅町	住民福祉課	0745-44-3073
田原本町	健康福祉課	0744-34-2090
曾爾村	保健福祉課	0745-94-2103
御杖村	保健福祉課	0745-95-2828
高取町	福祉課	0744-52-3334(代)
明日香村	健康づくり課	0744-54-5550
上牧町	福祉課	0745-43-5031
王寺町	福祉介護課	0745-73-2001(代)
広陵町	社会福祉課	0745-55-6771
河合町	福祉政策課	0745-57-0200(代)
吉野町	長寿福祉課	0746-32-8856
大淀町	福祉介護課	0747-52-5513
下市町	健康福祉課	0747-52-0001(代)
黒滝村	保健福祉課	0747-62-2031(代)
天川村	健康福祉課	0747-63-9110
野迫川村	住民課	07473-7-2101(代)
十津川村	福祉事務所	0746-62-0902
下北山村	保健福祉課	07468-6-0015
上北山村	保健福祉課	07468-3-0380
川上村	健康福祉課	0746-52-0111(代)
東吉野村	住民福祉課	0746-42-0441(代)

高次脳機能障害による運転への影響

注意散漫

<注意障害>

- 同乗者との会話、音楽、ラジオが気になる。
- 歩行者、信号、標識など同時に注意することができない。
- 脇見運転になりやすい。



見落とし運転になりやすい

<半側空間無視>

- 視力と視野に問題がなくとも、見えている空間を認識できず、見落とししてしまう。
- 車線をはみ出して走行する。



判断力低下

<情報処理>

- 工事中や緊急車両が通る際、臨機応変な判断対応が難しい。
- タイミングよく、右左折したり、車線変更することが難しい。



理性の低下

<社会的行動障害>

- 感情のコントロールが難しく、イライラしてしまう。



高次脳機能障害による運転への影響

疲れやすい <易疲労性>

○特に長時間や交通量の多い道路での運転によって脳が疲れやすくなる。



目的地を忘れ、道に迷う <記憶障害>

○目的地を忘れてしまったり、不慣れた道路で、道に迷ってパニックになることがある。



状況説明がうまくできない <失語症>

○失語症などがあると、思うように会話が行えないため、トラブルが起きた際に、相手と対応することが困難になります。



病気の前と同じだと思って運転する <病識欠如>

○自分自身の障害について気づきにくく、自分では「病気の前と変わらず何でもできる」と思い、十分な危機感のないまま運転を行ってしまう



自主返納制度のご案内

運転免許証を自主返納することで受けられる特典があります。

運転経歴証明書

- ・運転免許証に代わる公的な本人確認書類として利用可能です。
- ・有効期限はなく、更新の必要がありません。
- ・自主返納から5年以内に申請ができます。



割引等の特典

- ・宅配スーパー利用料金の割引
- ・ドラッグストア割引
- ・飲食店での飲食代金割引
- ・住宅購入時の割引
- ・冠婚葬祭費用割引
- ・タクシー料金割引
- ・バス料金割引 など

自動車運転以外の移動方法や支援について

- 1) 移動支援事業
 - ・ガイドヘルパーが付き添い外出を支援するサービスです。
- 2) 移送サービス (福祉有償運送)
 - ・バスや電車の利用が困難な方を対象に、車を使って外出の支援を行うサービス (有償) です。
- 3) 介護タクシー
 - ・自宅で生活している要介護認定 (要介護1以上) 者を対象に乗降介助などのサポートがあります。

※自治体によって、受けられるサービスは、異なります。詳しくはお住まいの自治体へ、お問い合わせください。

運転再開までの流れ

⑤医療機関やかかりつけ医へ相談し、診断書作成を依頼する。

・主治医に今後の運転に関する方向性を相談しましょう。
運転再開には、下記の条件を満たしている必要があります。

- 病気の再発のリスクが低く、症状が安定している。
- てんかん発作の既往がない
(2年間経過観察で状態が安定している)
- 視力・視野に障害がない



※必要に応じて、⑥⑦が課される場合があります。
また、医療機関で検査、評価の流れが変わることがあります。

⑥神経心理学的検査

・自動車運転に関連のある高次脳機能の検査を行います。
個人の状況によっては身体機能の検査も行います。



⑦シミュレーション評価

・シミュレーターを使用して、反応時間や危険場面に対する判断力などを評価します。
運転技術ではなく、安全運転に影響する高次脳機能障害がないか評価します。



自動車運転に関わる手続き

1. 「一定の病気」に該当する方の運転再開

道路交通法第66条では、
「疲労、病気、薬物の影響その他の理由により、正常な運転ができな
いおそれがある状態で車両等を運転してはならない」と定められてお
り、政令で定める「一定の病気」に該当する方が自動車運転をする場
合、安全運転相談が必要となります。

政令で定められている「一定の病気」

- | | |
|--------------------------------|-------------------|
| ①統合失調症 | ②てんかん |
| ③再発性の失神 | ④無自覚性の低血糖症 |
| ⑤そううつ病 | ⑥重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 |
| ⑦その他精神障害 | |
| ⑧脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等） | |
| ⑨認知症 | |
| ⑩アルコールの中毒者 | |

警察庁「一定の病気にかかる免許可否等の運用基準」より抜粋

2. 免許の期限切れについて

入院などによるやむを得ない理由のために更新手続きができなかった場
合、期限切れ手続きを行うことで再取得が可能な場合があります。
詳しくは、免許センターへ相談してください。

○運転免許課試験係 TEL:0744-25-5224（免許センター内）
午前10時から午後0時、午後2時から午後4時まで（土日、祝日を除く）

自動車運転に関わる手続き

3. 適切な手続きを行わないことによる罰則の可能性

- ・一定の病気等で、正常な運転に支障を生じるおそれがある状態で自動車等を運転し事故を起こした場合、危険運転致死傷罪（最高刑懲役15年）に問われることがあります。
- ・免許更新時に記入する質問票に虚偽記載をした場合、懲役1年以下または30万円以下の罰金が課されます。

別記様式第十二の二（第十八条の二の二、第二十九条の二関係）

質問票	
次の事項について、該当する口に✓印を付けて回答してください。	
1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。 ・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。 ・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
公安委員会 職	年 月 日
上記のとおり回答します。	氏 名
(注意事項)	
1 各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）	
2 虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。	
3 提出しない場合は手続きができません。	

※回答によって直ちに免許の取り消し・停止になるわけではありません。正確に記載しましょう。

運転再開までの流れ

高次脳機能障害は、認知機能障害にあたるので、自動車運転の可否の判断は、慎重に行いましょう。

①家族や周囲の人と相談する。

- ・ご家族と運転再開について、話し合ひましょう。ご本人の気持ちはもちろん、ご家族の考えも確認しましょう。



②安全運転相談窓口へ電話する（免許センター内）

- ・運転免許課安全運転相談係：0744-22-5542
または#8080安全運転相談ダイヤルへ電話します。
受付時間：月～金（土・日・祝日を除く）
午前10時～午後4時

質問に回答する

- ・氏名、生年月日、病名、発症した日、症状を答えます。



③安全運転相談係へ行く（予約制）

- 持ち物
運転免許証
身体障害者手帳
(交付を受けている方)



- ・運動麻痺等の身体機能の状態を確認します。

③は免除の場合もあります。

④診断書用紙を受け取る

- ・ご病気によって、診断書の様式が異なります。相談内容によって指定された診断書を作成する必要があります。

